

第 章 生物多様性の保全と持続可能な利用の目標

1 基本的事項

(1) 策定方針

生物多様性条約の発効、COP10 における愛知目標の採択、種の保存法、生物多様性基本法、外来生物法の制定、生物多様性国家戦略の策定など生物多様性の保全と持続可能な利用について、積極的な取組がなされています。

本県でも、2000 年に宮崎県版レッドデータブックの発行、2006 年には、豊かな水と緑に恵まれた県土の形成を目指した「宮崎県水と緑の森林づくり条例」、生物多様性の確保と良好な自然環境の保全を図るための「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」を施行しました。

また、県民全体で公益的機能を有する森林を守り、育てていくための仕組みとして 2006 年 4 月に「森林環境税」を導入するなど、野生動植物の保護、自然環境の保全等の取組を積極的に行っています。

しかしながら、宮崎県でも、開発あるいは過疎化等により、生物多様性の低下が見られます。

生物多様性のもたらす恩恵を、将来世代に引き継ぐための取組を今後一層推進していくことが必要です。

そのため、本県における生物多様性の現状と課題を踏まえ、県、市町村、事業者、県民などさまざまな主体が生物多様性の保全及びその持続可能な利用に取り組むための行動指針として、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を基本として、「みやざき自然との共生プラン」を策定することとしました。

(2) 「みやざき自然との共生プラン」の位置づけ

本計画は、「生物多様性基本法」第 13 条に基づき、宮崎県の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定します。

本計画は、「宮崎県環境計画」の環境分野別の施策の展開「生物多様性の保全」に係る施策を実行するための個別計画として位置付けられています。

(3) 「みやざき自然との共生プラン」が対象とする区域

本計画が対象とする区域は、宮崎県全域とします。

2 目標

(1) 長期目標

生物多様性のもたらす恩恵を将来世代に引き継ぐため、2050年までに「自然と共生する社会」を実現します。

私たちが行う活動は、そのほとんどが、生態系サービスによって支えられています。

生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることなく、未来図を描くことはできません。

物質的な豊かさや、利便性のみを求めず、自然を一方向的に消費することなく、未来の宮崎へ、この豊かな自然の恵みを残すため、「自然と共生する社会」を目指します。

(2) 短期目標

すべての県民は、2020年までに生物多様性の価値を認識し、それを保全し持続可能に利用するための行動を行います。

自然と共生する社会を実現するためには、国、県、市町村、事業者、民間団体、県民がそれぞれの役割を踏まえ、連携・協働して生物多様性の保全と持続可能な利用に資する取組を、社会全体で推進することが必要です。

そのためには、まず、生物多様性の保全と持続的な利用の重要性をそれぞれの主体が十分に認識しなければなりません。

3 県土のランドデザイン

(1) 自然と共生できる宮崎県

ア 生態系とその環境が保全されている姿

河川などの水系が、森林、農地、都市、沿岸などをつなぎ、生態系ネットワークが形成されています。

希少な野生動植物については、モニタリング調査が行われ、生息・生育地の保全措置などにより、適切に保護されています。シカ、イノシシなどの野生生物については、適正な個体群管理が行われ、他の生態系に与える影響が抑制されています。

イ 自然と共生する姿

行政や事業者の活動は生物多様性に配慮した方法などで行われ、事業活動以外にも社会貢献として生物多様性に資する活動が進められています。

環境教育の機会の充実や学校などでの取組により、県民に生物多様性の保全の重要性が十分認識され、生物多様性に資する消費行動や活動への参加が主体的に行われています。

(2) 県土の特性に応じたランドデザイン

ア 森林地域

原生的な自然地域、自然公園の特別保護地区、野生動植物の重要な生息・生育地などは、保護や保全がなされ、県民は、その価値を十分理解し、自然環境の保護とバランスをとりながら環境学習や登山、観光などの利用をしています。

天然林は、適正に保全され、水源かん養などの公益的機能が十分発揮されています。

人工林については、適正な管理の下、植栽から保育、収穫、再植栽という持続可能な利用と公益的機能の維持がなされているもののほか、有用広葉樹による天然更新や針広混交林化が進められているものがあります。

外来種の侵入が防がれ、シカ、イノシシなどの野生生物が適正な個体群で生息し、在来の多様な野生生物が生育・生息しています。

自然環境や生態系のモニタリング調査などが継続的に行われ、状況を的確に把握し、適切な状態で保護、保全をしています。

イ 里地里山・田園地域

豊かな自然環境を地域資源とした第一次産業及び農業系、木質系バイオマス資源を利用した産業など様々な産業の振興や生活環境の整備が進み、定住人口が増え、生物多様性に配慮した方法で、有効に資源や土地が利用されています。

居住地周辺には天然林、人工林、農地、草地、湖沼などがモザイク的に広がり、それぞれが生物多様性の保全に配慮された方法で利用、管理されています。

農地では、環境保全型農業が営まれ、特に耕畜連携による環境負荷が少ない土づくりや有機農業が行われ、水田、水路などに様々な生き物の姿が見られます。

里地付近の人工林は、持続的な木材の生産だけではなく、野生鳥獣と人との暮らしの緩衝地帯として機能しています。適正な管理により、土砂流出防止や表層崩壊防止などの多面的機能が十分に発揮されています。

自然との共生の中で生まれた、地域の歴史・文化・行事や伝統的な知識・技術が子供たちへ引き継がれています。

都市部の住民が第一次産業を体験するなど、豊かな自然環境と触れ合える場として利用されており、各種ツーリズムなどにより、地域間交流が活発に行われ、身近な環境学習の場として活用されています。

ウ 河川域

公共事業による河川改修などが、生物多様性の保全に配慮された工法で行われ、河川、湿地、湖沼などが有している本来の自然環境や野生動植物の生息・生育環境が保全・復元されています。

また、上流部や溪流沿いの溪畔林は、生物多様性の保全を図る森林として適正に保全されています。

外来種に対して内水面事業者と県民の連携活動により、防除活動等が行われており、在来の生態系が維持されています。

上流部の水源かん養林などが保全され、生活、工業、農業用水など各種用水の水源として適正に活用されています。

身近に自然環境と触れ合える場として、水辺空間が整備され、人々や子供たちが水や生き物との触れ合いを楽しんだり、環境学習の場として活用されています。

エ 沿岸域

沿岸地域の藻場や干潟、海岸などは、アカウミガメの産卵をはじめ多くの水棲動植物の生息・生育の場となっているため、それらの環境が適正に保全されています。

また、海岸から陸域に広がる森林は、防風、防潮等の役割を果たすとともに生物多様性の保全を図る地域として適正に保全されています。

藻場や養殖場などの沿岸域については、水産資源の重要な供給の場であり、持続可能な利用のため、適正に管理がされています。

河川から沿岸までの水系については、途中の森林、農地、都市などをつなぐ生態系ネットワークの重要な役割を果たしているものであることから、公共事業や関係者だけではなく、流域に住む人々や事業者が、水系のつながりを理解し、生活や事業活動などを行っています。

オ 都市地域（人口集中地区）

神社や寺、都市公園、河川敷、事業者の事務所敷地、河川、水路など、人が適正に管理している自然的環境がそれぞれつながり、多様な動植物の生息・生育地をつなげる生態系ネットワークとして機能しています。

事業用施設の敷地内に設けられた緑地や樹林帯などと学校や公共施設で整備されたビオトープなどを、付近の住民や児童生徒の環境教育に利用しています。

生物多様性を支えている自然地域の適正な利用、里地里山・田園地域への各種ツーリズムなどの交流が活発に行われ、都市地域の事業者や住民が、自分たちの生活や事業活動が生物多様性に与える影響とその重要性を認識しています。

生物多様性に配慮した商品やサービスの提供とそれらの購入が自然に行われ、都市部の社会経済に生物多様性の概念が取り込まれています。

4 基本的視点

宮崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための施策については、以下の4つの基本的視点に基づき実施します。

(1) 科学的認識と予防的かつ順応的な態度

生物多様性の保全と持続可能な利用については、自然環境や生態系の完全な理解、把握が困難なため、科学的知見の充実に努めながら、早期かつ予防的な取組が必要です。

また、自然環境や生態系は常に変化し続けています。その変化を的確に把握し、順応的に対応していくことが必要です。

(2) 地域に即した取組

本県は、南北に長く、また、西は九州山地を控え、東は太平洋に面しています。

そのため、地域ごとに、生物の多様性があり、その恩恵をそれぞれの地域の知恵で利用し、地域の自然の中で、独自の豊かな文化を育んできました。

地域の特徴に応じた知恵や文化を守りながら活用していくという視点が重要です。

(3) 連携と協働

生物多様性の保全と持続可能な利用のためには、国、県、市町村、事業者、民間団体、県民、研究者などさまざまな主体による活動や施策の推進が必要です。

それぞれの主体が行う活動や施策の推進に、得意分野や専門知識、技術の異なる他の主体が関わることによって、より効果的な取組が期待できます。

社会的責任の一環として、地域の生物多様性の保全を事業活動に取り入れている事業者が、地域住民や民間団体等と連携・協働することにより、地域の特性に応じた活動となります。

より幅広い、総合的な活動の為、それぞれの主体の連携・協働が重要です。

(4) 社会経済における生物多様性の主流化

生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するためには、まず個人、事業者、行政などの行う活動は、そのほとんどが、生態系サービスによって支えられていることを認識しなければなりません。

そうした認識の上で、活動に生物多様性の経済的価値を反映し、持続可能な利用が、将来に渡り継続的に行われる社会経済の仕組みを構築することが必要です。

経済的に換算できない基盤サービスや調整サービスなどの生態系サービスについては、行政だけではなく、社会全体若しくはそのサービスの受益者が保全のためのコストを負担していく仕組みも検討していかなければなりません。

5 基本戦略

生物多様性の保全と持続可能な利用の取組を推進し、先に掲げた長期・短期目標を達成するために、以下の4つの基本戦略に基づき、各施策を進めます。

(1) 野生生物の適切な保護管理

野生生物の保全のために、その生息・生育状況を把握する必要があることから、絶滅のおそれのある野生生物を明らかにした「レッドリスト」を作成しています。既に失われた種を再び蘇らせることは不可能ですが、現存する種を保護することは可能です。

そのため、これ以上種を絶滅させないための保護活動を推進します。

レッドリスト掲載種の個体数の回復や、新たな種をレッドリストに掲載させないことも重要です。

絶滅のおそれがある種がある一方、生息数の増加や分布域が拡大している外来種や特定鳥獣による生態系への影響や農林水産業の被害が増加するなどの問題も顕在化しています。

特定鳥獣については、個体数管理などによる適正な保護管理を、外来種については防除や駆除を進めます。

(2) 重要地域の保全

生物多様性の保全のためには、種そのものの保護だけでなく、多様な生物の生息・生育地域について、保全していかなければなりません。

地域指定による保全制度については、自然公園をはじめ様々なものがありますが、自然環境や生態系そのものを保全する目的のものと、国土保全等が目的の指定で間接的に生物多様性の保全に資するものがあります。

これらの指定地域を中核として、地域に応じた保全を進めます。

(3) 県土の区分に応じた生物多様性の保全

生物多様性からの恵み（生態系サービス）は、再生可能な資源であり、自然の再生能力を超えない範囲で適切に利用すれば、私たちの子孫の代まで持続的に利用していくことが可能です。

そのため、農地、森林、河川などで産業が営まれる地域においては、特に生物多様性に配慮した利用、管理が必要です。

また、河川、水路などは森林、湿地、農地、都市、沿岸部などをつなぎ、連続した生態系ネットワークを構成します。例えば、農地や都市などでの農薬や化学物質などの使用は、河川や水路などを通じて広範囲に影響を与えます。

そのため、特定の地域や土地の利用区分ごとの管理及び生態系ネットワークを考慮した生物多様性の保全に取り組みます。

(4) 生物多様性の主流化の推進

物質的に豊かな生活は、大量生産・大量消費を前提としているため、その追求は、生物多様性の低下の原因となります。また、物質的に豊かな生活が、生物多様性の恵みに支えられていることについての認識や知識の不足も、生物多様性を脅かしている要因の一つです。

そのため、生物多様性に配慮した商品・サービスの開発や提供、それらの購入や利用、生物多様性を保全する活動の実施や参加など、「生物多様性に配慮した行動」について、広報や学習機会の提供、人材育成などあらゆる取組によって普及啓発を図り、生物多様性の主流化を推進します。